

平成19年(ネ)第522号

控訴人 大草一男 外1名

被控訴人 創価学会 外4名

控訴審準備書面6

平成19年6月26日

東京高等裁判所 第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 大 島 真 人
同 小 川 原 優 之

目 次

はじめに.....	2 頁
1, 右翼の調査資料なるものについて.....	2 頁
2, Wが妙観講代表として法論したとの主張について.....	3 頁
3, 訴外Fのインタビュー記事について.....	4 頁

はじめに

被控訴人W（以下，Wという）および同H（以下，Hという）を除く被控訴人らは，それぞれの準備書面（１）乃至（２）において，相も変わらぬ主張を繰り返しており，そのほとんどは反論の価値すらないものである。

しかしながら，そのうち，被控訴人第三文明社（以下，第三文明社という）の準備書面（１）の中には，同人が新たに主張し始めた事実の歪曲や，これまで控訴人らが反論していない内容もあるため，以下にこれらの点について反論する。

１， 右翼の調査資料なるものについて

（１）第三文明社は，

「乙二第３４号証の４頁目の１月２７日の欄に『右翼関係車両としてリストアップされていた（練馬 XXXXXXX）』という記載から，Tないし帝国リサーチが調査の依頼を受けた時点で『右翼関係車両』が『リストアップ』された一覧があったことが分かる。これは，上記の平成３年１２月３１日以降，大石寺の周辺警備に当たっていた妙観講が，大石寺周辺を徘徊する右翼関係車両の車両番号を『リストアップ』した一覧表があり，それを妙観講がTないし帝国リサーチに調査を依頼する際に渡したものだ」と推認される。（中略）

乙二第３５号証の４８行目には，『不審車両』として『足立 XXXXXXXX』を挙げ，『９２年１月１日AM爆竹鳴らす』とあるが，この『９２年１月１日』すなわち平成４年１月１日は，Tないし帝国リサーチの調査期間（平成４年１月２４日から同月３１日）より前の時期であるから，この情報も，平成４年１月１日当時大石寺周辺を警備していた妙観講からTないし帝国リサーチに提供された情報であることは明らかである。

以上のように，乙二第３４号証及び同第３５号証は，むしろ，妙観講から提供された情報に基づかなければ作成できない内容と言っても過言ではない」（第三文明準備書面（１）・５頁）などと主張している。

だが，この第三文明社の主張は，作為的な証拠の取捨により，牽強付会な結論付けをした，悪質な事実の歪曲である。

（２）まず，「『右翼関係車両』が『リストアップ』された一覧があった」点であるが，仮にそのような一覧があったとしても，「それを妙観講がTないし帝国リサーチに調査を依頼する際に渡したものだ」と推認させる証拠は全くない。

むしろ，平成４年１月にWが訴外T（以下，Tという）に依頼して行なった

という大石寺付近での右翼調査につき、Wは原審の本人尋問において、次のように供述している。

「この右翼調査の件で、あなたがT氏を大石寺の周辺に案内したことはありませんか。

長時間ではありませんが、あります。

それはいつ頃のことですか。

平成3年の12月31日から平成4年の元旦にかけてです。」(W本人尋問・26頁)

つまり、Wは、平成3年12月31日から平成4年1月1日にかけて、Tと共に大石寺周辺の下調べをしたと供述しているのである。このW供述によれば、平成4年1月24日から31日に行なわれたTによる右翼の調査は、前に下調べをした上での2回目の調査ということになる。

であれば、1回目の調査時に、WとTが下調べ的に2人がかりで「大石寺周辺を徘徊する右翼関係車両の車両番号を『リストアップ』した一覧表」を作り、その一覧表に添って2回目の8日間にわたる調査が行なわれたであろうことが、合理的に推認できるのである。

(3)また『92年1月1日AM爆竹鳴らす』との記載も、上述したように、Wは、平成3年12月31日から平成4年1月1日にかけて、Tと共に大石寺周辺の下調べをしたというのであるから、WとTがその目で見たとを記録したものであろうことは合理的に推認できる。

他方、控訴人らの機関紙「妙観」(乙ニ37)には、この正月の閑静な境内で「爆竹鳴らす」という異常行為について、ただの一言も触れていない。すなわち、妙観講側では、このような情報を入手していなかったのである。

第三文明社の、「この情報も、平成4年1月1日当時大石寺周辺を警備していた妙観講からTないし帝国リサーチに提供された情報であることは明らかである」などという主張は、牽強付会な言い掛かりであることは明らかである。

また、「乙ニ第34号証及び同第35号証は、むしろ、妙観講から提供された情報に基づかなければ作成できない内容と言っても過言ではない」などと言えないことも当然である。

2、Wが妙観講代表として法論したとの主張について

(1)第三文明社は、

「平成3年9月当時、被控訴人Wが妙観講代表として被控訴人創価学会の会員と法論を行なったという事実、また、その当時、被控訴人創価学会側は、被控訴人Wを妙観講の最高幹部であるという認識をもっていたという事実、その法

論の際、被控訴人Wは一方的に語り、相当突っ込んだ法論を展開し、最終的に被控訴人創価学会の会員に『謝罪文』まで書かせたという事実こそ重要であり、（第三文明準備書面（1）10～11頁）

などと述べているが、これも事実に基づかない戯言としか言いようがない。

（2）すなわち、「妙観講」規約（乙ホ134）に、

「第七条 講頭は、本講を代表し、講務を掌理する。」（2頁）

とあり、「妙観講」講則（同）にも、

「第十一条 講頭は、本講を代表し、講務を掌理する。」（3頁）

とあるとおり、妙観講を代表するのは講頭たる控訴人大草一男（以下、大草という）ただ1人なのである。それを「被控訴人Wが妙観講代表として被控訴人創価学会の会員と法論を行なったという事実」などと言うのは、全く事実に基づかない第三文明社の妄想である。

（3）また、「被控訴人Wは一方的に語り、相当突っ込んだ法論を展開し、最終的に被控訴人創価学会の会員に『謝罪文』まで書かせたという事実」についても同様である。つまり、第三文明社の主張は、Wが大草の意志によって法論に臨んだということを前提として、その上でWが「『妙観』に謝罪文を載せる」（乙八35・2頁）との目的で、「創価学会の会員に『謝罪文』まで書かせた」というのである。

もし本当に第三文明社の主張する事実があったのであれば、「創価学会の会員に」書かせたという「謝罪文」は、当然、機関紙「妙観」紙上で公表するなり、大量にコピーして妙観講員に配布するなりして、創価学会に対する妙観講々員の、さらなる折伏の戦意向上を計るために、控訴人らが活用するはずである。

しかるに、そのような「謝罪文」なるものを、大草をはじめ妙観講々員で見た者は誰一人いないのである。

つまり、第三文明社は、「創価学会の会員に『謝罪文』まで書かせたという事実」などと、まったく存在しない事柄まで主張するに至った、ということである。

第三文明社が主張するように、Wが「謝罪文」を創価学会員に書かせ、その目的は「『妙観』に謝罪文を載せる」ことであったというのであれば、第三文明社は明確な証拠を提出すべきである。

以上のように、これも全く事実に基づかない第三文明社の捏造としか、言いようがない。

3、 訴外Fのインタビュー記事について

（1）第三文明社は、

「Fが自らが行なった本件電話盗聴行為を否定するなど明白な虚偽のインタビ

ユー記事を『慧妙』に掲載するのに協力し、自社の『特別会員』となっている者と言っている者の『新規・会員加盟申込書』の自署の一部及び印影を、その者に無断で『慧妙』紙上に掲載・公表したりしたのは、電話盗聴の真の依頼者が妙観講であり、これを擁護し、『罍が及ぶことを回避するためである』と同時に、被控訴人Wのみに汚れ役を押しつけようとしたからであると考えるのが最も合理的である」(第三文明準備書面(1)24頁)

などと述べているが、これは証拠を見ようともせず、自己の「こうあって欲しい」と希望する結論へ強引に導こうとする、被控訴人らの姿勢が露骨に顕れた主張である。

(2)すなわち訴外F(以下、Fという)は、この「慧妙」からのインタビューに答える中で、「自社の『特別会員』となっている者と言っている者の『新規・会員加盟申込書』の自署の一部及び印影を、その者に無断で『慧妙』紙上に掲載・公表」した理由について、別件H訴訟における本人尋問で、「我が社のことをいろいろと悪く言いふらしてたのがWさんだというふうに僕は思ったもんですから、ちょっと怒ったんです」(乙八22・10頁)と証言している。

また、別件・梅澤訴訟で訴外梅澤十四夫(故人・以下、梅澤という)が提出した帝国リサーチからのW宛て抗議文にも、「発行所不明の怪文書『勝ち鬨』や『地涌』が、事実と相違する記事で、当社の営業を妨害しているが、調査の結果、貴殿が当該記事の情報元であり、一連の行為の主たる当事者であることが判明した。(中略)あたかも当社が非合法的な業務を行なっている如き記事は、迷惑千万であり、今般貴殿の行為により、当社は信用を著しく失い、営業を妨害された次第である」(乙ホ43)等と述べられている。

これらの事実によれば、Fは、依頼者であるWに裏切られて悪宣伝され、怒り心頭に発していたが故に、「慧妙」からインタビューを受けた時にWへの反撃を行ない、かつWの名前が判るように事実の暴露を行なったことが読みとれる。このような行動は、当時のFの心理・心境として、ごく当然のものであると言えよう。

しかるに、こうしたF供述や書証を全て無視し、「(それは)電話盗聴の真の依頼者が妙観講であり、これを擁護し、『罍が及ぶことを回避するためである』と同時に、被控訴人Wのみに汚れ役を押しつけようとしたからであると考えるのが最も合理的である」などと主張する第三文明社には、もはや証拠を検討する意志が全くなくなっているといえよう。

以上

